

# 答 申 書

令和8年3月19日

小山市水道料金及び下水道使用料等審議会

# 小山市水道料金及び下水道使用料等審議会

会長 柿崎 全良

委員 直井 一博

委員 大関 幸秀

委員 渡邊 文雄

委員 金丸 幸樹

委員 田熊 明子

委員 速水 敬子

(敬称略)

## 1. はじめに ～下水道事業の経営について～

小山市の下水道事業は、「経営の見える化」の第一歩として、平成31年4月より地方公営企業法の全部を適用し、公共下水道事業及び農業集落排水事業の特別会計を合わせて一つの下水道事業として開始された。

そのような中、地方公営企業法による経費負担の原則により、汚水処理費用は受益者である使用者からの使用料により賄うとされているが、令和6年度時点で汚水処理費用の89%までしか賄っていない現状である。不足分を一般会計繰入金等に依存しており、独立採算制の原則及び受益者負担の原則とは乖離した状況で、公平性の観点からも問題がある。また、現在建設改良費の多くを企業債借入に頼って事業を実施しており、借入金の利息返済額が汚水処理原価を押し上げていること、同時に現在の物価上昇に伴い事業費は高騰してゆくため、これらを考慮して更なる財政基盤の強化を実施しなければならない状況にある。

## 2. 答申内容

### (1)改定の必要性について

今般の物価上昇に伴う事業費増大を見込むために、令和6年度に小山市下水道事業経営戦略における収支計画を見直している。これを基に検討した結果、自己資金を確保しながら一般会計の基準外繰入金に依存することなく事業運営を継続し、かつ企業債に頼りすぎない経営を行うためには、使用料改定が必要であると判断した。

### (2)改定率について

小山市下水道事業経営戦略における将来の収支見通しにおいて、①収益的収支が黒字であること②不測の事態等に対応可能な自己資金が確保されていること③企業債残高の増加を抑制すること④一般会計繰入金は市財政部局との調整を図り繰入額の増加を抑制すること 以上の要件を守ることができる改定率を試算すると、平均改定率にして77.6%の大幅な値上げとなり、使用者に多大な負担となる。

よって、企業債残高は緩やかな増加が続く見込みとなるが、他の項目は達成できるものとして、令和8年度から平均改定率32.5%相当額(使用料単価188円/㎡)の改定を実施することが妥当である。

### (3)使用料体系について

小山市は、従量制(累進制)の使用料に基本料を併置する二部使用料制を採用しているが、使用量に応じて使用料が変動する合理的なものとして、経営の安定性を確保できることから、この体系を踏襲する。

(4) 汚水排水量の認定について

使用者が水道水以外の水を使用して汚水を排出する場合の計算に用いる認定水量は、1人につき1か月あたり7 m<sup>3</sup>であり、現在の当市における1人1か月あたりの汚水量とほぼ同量であるため、現行の認定水量を引き続き用いる。

(5) 下水道使用料の改定内容

次のとおり改定することが妥当である。

1ヶ月当たり(税抜)

種別	基本料金	従量料金	
		汚水量	金額(1 m <sup>3</sup> につき)
一般用	1,329 円	10 m <sup>3</sup> まで	44 円
		10 m <sup>3</sup> を超え 20 m <sup>3</sup> まで	162 円
		20 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> まで	172 円
		50 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> まで	184 円
		100 m <sup>3</sup> を超え 500 m <sup>3</sup> まで	195 円
		500 m <sup>3</sup> を超えるもの	207 円

※浴場用については、現行通りとする。

(6) 改定の施行時期

令和8年10月1日

3. 附帯意見について

下水道使用料改定に係る意見の他に、審議会の中で提起された主要な意見については、下記のとおり附帯意見として列記する。

下記の事項については、今後、継続して検討を行うよう切望する。

- (1) 社会情勢が大きく変化しつづける中で、使用料据え置きにより一度の改定率が大幅になることを避けるためにも、下水道使用料が下水道事業の実情や汚水処理量の実態に即した適正なものとなっているか、今後は使用料算定期間毎に定期的な評価を行うこと。
- (2) 下水道使用料改定に当たっては、下水道事業の経営状況、改定の趣旨や内容、定期的な評価の必要性について、市民に広く周知を行うこと。

- (3) 財政基盤強化と共に、汚水未普及対策及び管路の老朽化対策を計画的に実施し、あわせて施設設備や管路の劣化に伴う処理能力低下や事故発生を招くことがないよう必要な維持管理・点検調査を行い、将来にわたり安定的な下水道事業経営を実施すること。